

ばらのまち
福山

FUKUYAMA
The City of Roses

ばらのまち福山ロゴ
利用に関する手引き

2026年(令和8年) 4月1日

福 山 市

(まちづくり推進部 ばらのまちづくり課)

はじめに	1
申請書等の提出窓口（お問合せ先）について	1
ばらのまち福山ロゴについて	2
利用許諾申請について（フロー図）	3
利用許諾後の遵守事項について	4
利用許諾変更の申請について	5
利用許諾が不要の場合について	5
利用不許諾とする場合について	6
申請書等の様式について	7

福山市のばらのまちづくり

戦後復興期である1950年代半ば、「荒廃したまちに潤いを与え、人々の心に和らぎを取り戻そう」と市民によって現在のばら公園に約1,000本のばら苗が植えられたのが、ばらのまちづくりの始まりです。

この動きは多くの人々の心を打ち、市内の至る所に小さなばら花壇が作られ、市民みんなで盛り上げる福山ばら祭が開催されるなど、ばらを通じた様々なまちづくりが取り組まれてきました。

1985年（昭和60年）にはばらは市の花に制定され、まさに福山市のシンボルとなりました。

2016年（平成28年）には「100万本のばらのまち福山」を実現しました。

このような、戦後約70年にわたるばらのまちづくりが世界バラ会連合に認められ、2025年（令和7年）5月に福山市で「第20回世界バラ会議福山大会」及び「Rose Expo」が開催されました。

これからも、福山のばらのまちづくりは未来に引き継いでいきます。

■ はじめに

ばらのまち福山ロゴ（以下、「ロゴ」という。）の利用は、著作権法（昭和45年法律第48号）に定める著作権の制限に該当する場合（P5参照）を除き、利用許諾の申請が必要となります。

ロゴの利用に関する手引き（以下「本手引き」という。）は、皆さまがロゴを利用する際に必要な手続きについて説明しているものです。

福山市では、これまでのばらのまちづくりを引き継いでいくために、このロゴを多くの皆さまに利用していただき、皆さまとともに「ばらのまち福山」のブランド力向上と認知拡大を図ってきたいと考えております。

皆さまからの利用申請、心よりお待ちしております。利用申請手続きにつきましては、本手引きをご確認の上、行ってください。

本手引きは、改正する場合があります。手続きをされる際は、必ず本手引きが最新版であることをご確認ください。

■ 申請書等の提出窓口（お問合せ先）について

申請書等の提出先及びお問合せ先は、次のとおりです。

名 称 | 福山市 まちづくり推進部 ばらのまちづくり課

所在地 | 〒720-8501

広島県福山市東桜町3番5号 福山市役所8階

電 話 | (084) 928-1210 FAX (084) 927-7021

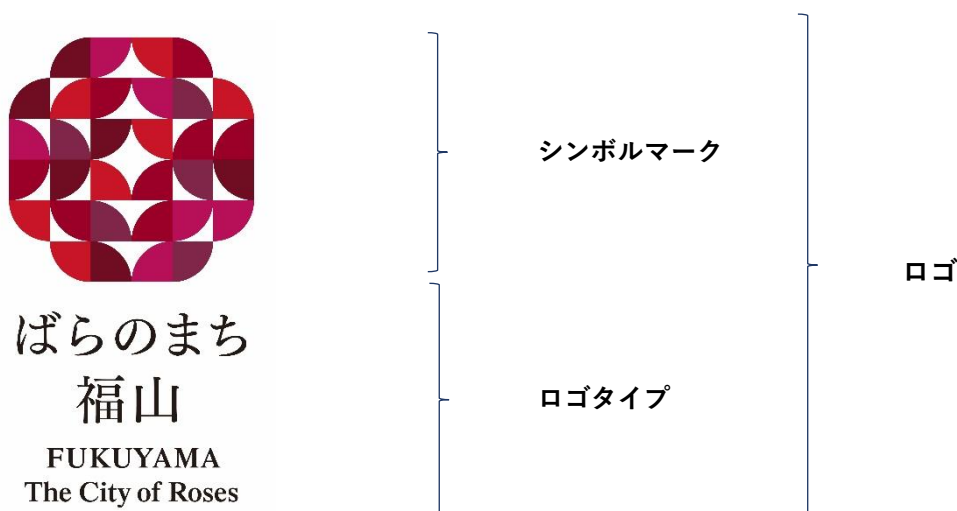
E-mail | world-rose-convention@city.fukuyama.hiroshima.jp

(※) 電子メールでお問合せの場合は、メール件名を「ばらのまち福山ロゴの利用について（お問合せ）」としてください。

(※) 窓口・電話でのお問合せの場合は、開庁時間内（土・日・祝日を除く、8時30分～17時15分）に限りますので、ご注意ください。

■ ばらのまち福山ロゴについて

ロゴは、「シンボルマーク」と「ロゴタイプ」の組み合わせにより構成しています。



シンボルマークのコンセプト

様々な色の花びらが中心に向かって集結し、ひとつのばらを形作っている。

これは“ばらのまち福山”に世界の人々が集うことを表している。

シンプルな円弧のパーツが組み合わさった様は日本の伝統工芸を思わせ、

福山の地で世界バラ会議が行われる意義を印象付ける。

ロゴの目的

「ばらのまち福山」の象徴として、ブランド力の向上と認知拡大につなげる。

ロゴの利用について

ロゴは、シンボルマークとロゴタイプで構成されており、原則として、それぞれを単独で利用することはできません。

ただし、いずれかに該当する場合は、シンボルマーク単独での利用を認めることがあります。単独での利用を希望する場合は、事前に福山市 ばらのまちづくり課（以下「担当課」という。）へご相談ください。

- 掲載物の中に、シンボルマークとロゴタイプを組み合わせたロゴが利用されている場合
- 福山市が「ばらのまち」であることが伝わる紹介文やキャッチコピー等と併せて利用する場合
- 掲載内容全体から「ばらのまち福山」と容易に認識できる場合

デザインガイドについて

ロゴには、利用する上での定めたルールがあります。利用にあたっては、別冊「ロゴデザインガイド」を必ず確認し、ルールに従ってご利用ください。

■ 利用許諾申請について（フロー図）

ご利用にあたっては、担当課へ「利用許諾」の申請が必要となります。

「利用許諾」の申請については、次のフロー図に従い申請手続きを行ってください。

利用許諾申請

- (※) 利用許諾申請書（様式第1号又は福山市電子申請システム）に、ロゴをどのように利用するか分かる資料（具体的なデザイン案）を添えて申請してください。
- (※) 利用できるロゴのデザインは、「ロゴデザインガイド」をご確認ください。また、ガイドに定められたルールに従ってください。
- (※) ロゴは、シンボルマークとロゴタイプで構成しているため、原則シンボルマーク、ロゴタイプそれぞれ単独での利用はできません（P2参照）。
- (※) 利用許諾が適当でないと判断する場合（P6参照）は、利用をお断りします。

添付書類

書類名称	備考
ロゴをどのように利用するか分かる資料（具体的なデザイン案）1部	任意のもので可

利用許諾番号を利用許諾物件に表示

- (※) 利用許諾書が担当課から届きましたら、利用許諾書に記載の利用許諾番号と著作権者名を利用対象物件（当該利用許諾にもとづき製作された物件等）に表示してください。表示の方法はP4を参照してください。ただし、利用対象物件の性質上、記載が困難な場合は、担当課へ相談してください。

利用対象物件の提出

- (※) 担当課へ利用対象物件を提出（印刷物若しくは完成品のサンプル又は写真などにより）してください。提出いただいた利用対象物件は返却しません。
- (※) 当該利用許諾を受けた内容について変更をしようとする場合は、利用変更許諾申請書（様式第4号）を担当課へ提出してください。

■ 利用許諾後の遵守事項について

利用許諾後の遵守事項は次のとおりです。

- (1) ロゴの目的を損なわないよう十分に注意してください。
- (2) ロゴの利用にあたっては、利用許諾を受けた内容に限ります。
- (3) 利用許諾を受けた権利を第三者へ再許諾、譲渡又は承継することはできません。また、取得したロゴのデータを第三者へ譲渡することもできません。
- (4) 著作権者の表示及び利用許諾番号を指定する方法により記載してください。
担当課から利用許諾書が届きましたら、利用許諾書に記載の利用許諾番号を利用対象物件に表示してください。

表示の方法は次のとおりです。ただし、利用対象物件の性質上、記載が困難な場合は、担当課へ相談してください。

表示方法

日本語又は英語、どちらの表示でもかまいません。

(日本語の場合) © 福山市 利用許諾 第〇〇〇〇号

(英語の場合) © Fukuyama City No.〇〇〇〇

- (5) 担当課へ利用対象物件を提出（印刷物若しくは完成品のサンプル又は写真などにより）してください。提出いただいた利用対象物件は返却しませんので、ご注意ください。
- (6) 利用者又は利用対象物件について市が推奨を行うものではありませんので、利用対象物件について、第三者に対して市から推奨されたものであると表示又はこれに類する行為をしてはいけません。
- (7) 市が行う調査その他の照会に応じてください。
売上調査や利用状況の報告をお願いする場合があります。
- (8) その他各種の法令を遵守してください。

■ 利用許諾変更の申請について

利用許諾内容を変更したい場合は、担当課へ利用変更許諾申請書（様式第4号）により申請してください。なお、変更する内容に応じて、変更が確認できる書類を求める場合があります。

（変更内容の例）

- ・ 利用数（販売数）を変更する場合
- ・ 商品パッケージのデザインを変更する場合
- ・ 利用期間を延長する場合

（利用期間は、最長でも利用許諾の日から起算して1年間です。）

■ 利用許諾が不要の場合について

著作権法（昭和45年法律第48号）に定める著作権の制限に該当する場合は、利用許諾申請は不要です。

該当する場合は、主には次のように利用する場合です。

（1）私的使用のための利用

個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において利用する場合

（※）名刺など不特定多数の人に配布を目的としている場合は、利用許諾が必要です。

（2）時事的事件の報道のための利用

テレビ局、新聞社等が報道の目的上正当な範囲内において利用する場合

（3）学校その他の教育機関における利用

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く）授業の過程における利用に供することを目的として、必要と認められる限度において利用する場合

■ 利用不許諾とする場合について

1 利用許諾を申請しようとする者が、次に該当する者である場合は、利用許諾を行いません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員、福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団員等、その他これらに準ずる者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (4) 政党若しくは宗教団体又は特定のこれらを支援若しくは支援する恐れがある者

2 1に該当しない者であっても、ロゴの利用が次のいずれかに該当する場合は、利用許諾を行いません。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに關する利用と認められる場合
- (5) ロゴのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (6) 別冊「ロゴデザインガイド」に沿わない方法により利用される場合
- (7) その他、市長が適当でないと認める場合

注意事項

利用の許諾は、自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴを利用する権利を付与するものではありません。

また、利用を許諾した場合であっても、申請書等の内容に虚偽のあることが判明した場合、上記の1又は2のいずれかに該当する場合、利用許諾後の遵守事項に違反した場合、その他利用許諾の継続が不適当であると認められた場合は、その利用許諾を取消すこととなりますので、ご注意ください。

■ 申請書等の様式について

福山市ホームページ

(<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/sekaibara/396361.html>)

からダウンロードすることができます。

(★) 付が皆さまから提出していただく書類（様式）です。

1 利用許諾申請に関すること

(1) ★ ばらのまち福山ロゴ利用許諾申請書

(様式第1号)

※福山市電子申請システム (https://apply.e-tumo.jp/city-fukuyama-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=28865) から申請することもできます。

(2) ばらのまち福山ロゴ利用許諾書

(様式第2号)

(3) ばらのまち福山ロゴ利用不許諾書

(様式第3号)

2 利用許諾内容の変更に関すること

(4) ★ ばらのまち福山ロゴ利用変更許諾申請書

(様式第4号)

(5) ばらのまち福山ロゴ利用変更許諾書

(様式第5号)

(6) ばらのまち福山ロゴ利用変更不許諾書

(様式第6号)

3 取消しに関すること

(7) ばらのまち福山ロゴ利用許諾取消し通知書

(様式第7号)